

答申第112号  
平成28年2月4日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市個人情報保護委員会  
会長 村上英明

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護委員会 佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号及び第9条第1項に基づく諮問について  
(答申)

佐賀市個人情報保護委員会、佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号及び第9条第1項に基づき、平成28年1月15日付佐市福総第1661号により諮問がありました「年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事務における個人情報の目的外利用及び電子計算機処理について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

1 個人情報の利用にあたっては、条例の趣旨に則り、必要最小限の範囲に限定すること。